

## 就園前に利用できる施設

## 一時保育

ご家庭で子育てされている方のお子さんを一時的に保育所でお預かりします。

## 対象

高知市在住で、保育所・幼稚園・認定こども園等に在籍していないお子さん

どのようなときに  
利用できますか？



このようなときに利用できます！

- 毎日ではないが、月に数日仕事があって、お子さんを預けたいとき
- 出産や急な病気、通院のためにお子さんを預けたいとき
- リフレッシュしたいとき

【一時保育に関するお問い合わせ先】

## 保育幼稚園課

住 所：高知市本町5丁目1番45号  
高知市役所 本庁舎3階

T E L：088-823-4012

対応時間：平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは  
こちらへ



## 病児保育

- 病中または病気の回復期にあるお子さんを、勤務等の都合のために家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携をはかりながら、一時的にお預かりします。
- お子さんの発達状態等により、預けるにあたって心配がある場合は、事前に施設へお問い合わせください。

## 対象

- ① 高知市に住所があること
- ② 保育所等に在籍しているお子さん、または小学校1～3年生までのお子さん（一部施設では対象年齢が異なります。）
- ③ 病中または病気の回復期で集団保育が困難であり、かかりつけ医からこの事業の利用が可能と判断されたお子さん
- ④ 保護者が勤務等の都合で、家庭で看護することが困難なお子さん

※ 以上の要件をすべて満たすお子さん

【病児保育に関するお問い合わせ先】

## 子ども育成課（子育て支援担当）

住 所：高知市本町5丁目1番45号  
高知市役所 本庁舎3階

T E L：088-823-9482

対応時間：平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは  
こちらへ



# ひまわり園

住所：高知市丸ノ内1丁目6-46  
 TEL：088-823-9552(初回相談はこちらまで)  
 088-823-1217(直通)  
 対応時間：平日8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)

詳しくは  
こちらへ  
→



## どういところ？

- 遊びや活動(個別/集団)を通して、お子さんの得意なことを伸ばしたり、苦手なことへの手立てを考え、支援をおこないます。  
また、保護者同士の交流や子育てに関する相談をおこない、親子の成長を促す支援をおこないます。
- 職員は「園長」「保育士」「保健師」「理学療法士」「心理士」がいます。
- **親子での通園**となります。
- お子さんの発育・発達に合わせ、「ひまわり園」もしくは「ゆったりっこクラス」への通園となります。



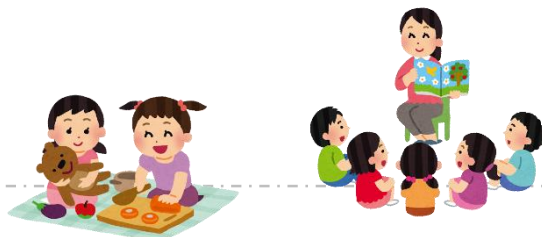
子どもたちやお家の方と一緒に、楽しい遊びや安心できる時間を過ごしながら、子どもたちの成長を見守り、喜び合っていきたいと思います！

## 対象

- 高知市在住の乳幼児で、発育や発達に遅れや不安のある**未就園**のお子さん及びその保護者
- 高知市在住の医療的ケアが必要な**未就園**のお子さん及びその保護者(※主治医の通園許可が必要です。)

## 開園日・費用

- **開園日**  
 <ひまわり園> 平日(月曜~金曜 祝日や年末年始は除く)  
 <ゆったりっこクラス> 第1・3火曜日、第2・4木曜日(月3~4回程度)
- **開園時間**  
 <ひまわり園> 9:30~12:00  
 <ゆったりっこクラス> 9:30~11:00
- **費用** 無料




## 1日の流れや年間行事

### <ひまわり園>

9:30	登園	
	運動遊び	
9:50	作って遊ぼう、排泄	
10:00	親子遊び、片付け	
11:00	みんなで一緒に(ふれあい遊び、ハンモック等)	
11:20	昼食(各自持参)、歯みがき、排泄	
11:45	絵本	
11:55	帰りの会	
12:00	降園	

### <ゆったりっこクラス>

9:30	登園	
	遊びを通した療育支援 (音遊び、感覚遊びなど)	
	親子遊び	
	親子でふれあい遊び	
	親子絵本	
	絵本の読み聞かせ	
	帰りの会	
11:00	降園	

### <年間行事>

7月	プール	
10月	運動会	
11月	遠足	
12月	クリスマス会	
3月	大きくなったねの会	
随時	園医健診・歯科健診 保護者学習会・保護者交流会(年3回) 保育園交流(年8回)・お楽しみ会・避難訓練	

## 特別支援保育に関すること

高知市の特別支援保育は、すべての子どもが共に育ちあうことを目的に、一つの集団の中で保育する【統合保育】の形態で実施しています。

### 特別支援担当保育士の配置について

- 特別支援保育の実施にあたっては、支援を要する状況に応じて、担当保育士を配置することとしています。
- 配置の要否は、障害者手帳等の交付状況、聞き取りや面接等によってお子さんの状態を確認したうえで保育幼稚園課が決定します。
- 新しく入所申請するお子さんは窓口での聞き取りと面接で検討いたします。（次ページ参照）
- 在園しているお子さんは、**次年度に向けて在園施設より保育幼稚園課へ申請し**、担当保育士の配置を検討します。随時ではありません。（※保護者の了承が必要になります。）

### 配置までの流れ（在園しているお子さん）

在園施設より保育幼稚園課へ申請（9月頃）

書類・園訪問での聞き取り・面接（10～11月）

検討会・配置の必要性の決定（1月）

次年度より、特別支援担当保育士配置



・ 診断名等での配置決定ではなく、園訪問での聞き取りや生活の様子を見たとうえで配置について検討していきます。

・ 申請があったお子さんでも、配置の必要がないと判断する場合があります。

- ・ 配置がついているお子さんも上記の時期に見直しをおこない、次年度の配置について検討をおこないます。
- ・ お子さんの成長によって次年度の配置が必要ないと判断する場合があります。

認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設等では、特別支援保育士の配置について、上記の手続きと異なる場合があります。

詳しくは保育幼稚園課や在園施設へお問い合わせください。



【このページに関するお問い合わせ先】

#### 保育幼稚園課

住 所：高知市本町5丁目1番45号  
高知市役所 本庁舎3階

T E L：088-823-4012

対応時間：平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは  
こちらへ



## 保育所等の入所申請

### 心身において特別な配慮が必要なお子さんや、 発育・発達面で気になるお子さんの申請の流れ

詳しくは  
こちらへ



#### 入所申請の申込み



- ・ お子さんの健康状況について、該当する箇所に記入をお願いします。
- ・ 入所申請書とじこみの「受診・相談機関等に対する調査について」の承諾書をご提出ください。

例えば・・・

- ・ 通所サービス等を利用している
- ・ 身体障害者手帳、療育福祉手帳、特別児童扶養手当証書を持っている
- ・ 発育や発達面で気になる様子があり、相談や受診をしている  
(例：高知市子ども発達支援センター、高知県立療育福祉センター、児童デイサービス〇〇 等)
- ・ 乳幼児健診で気になる様子が見られた  
(例：1歳半健診で言葉の遅れ等)

#### 窓口での聞き取り・お子さん同伴での面接

- ・ 保育士・保健師等が保護者の方にお話を聞きながら、お子さんの様子を見させていただきます。

#### 病状調査など

保護者承諾のもと、主治医や関係機関に健康状態や保育上配慮が必要な事柄を確認させていただきます。



#### 検討会(入所可否・特別支援担当保育士配置の必要性について)

日々の通園と集団保育が可能かどうか、また特別支援担当保育士の配置が必要かどうかを検討します。

#### 決定(入所の可否・特別支援担当保育士配置の必要性の決定)

- ・ 面接・病状調査などを踏まえた検討の結果、特別支援担当保育士の必要性、入所選考の結果により、入所の可否を決定します。

#### ○ 申込時期

4月入所申込は12月初旬から中旬に受付しており(期間が決まっています)、5月以降の途中入所の申し込みは入所希望月の前々月の末日を締め切りにし、随時受付しています。

#### ○ 入所にあたっての相談

お子さんの入所を考えるにあたって、不安なことや心配なことがあればご相談ください。保育士・保健師が相談に応じます。

#### ○ 在宅医療・医療的ケアを行っているお子さん

一定の基準を設けておりますので、お早めにご相談ください。

【このページに関するお問い合わせ先】

#### 保育幼稚園課

住 所：高知市本町5丁目1番45号  
高知市役所 本庁舎3階

T E L：088-823-4012

対応時間：平日8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

詳しくは  
こちらへ

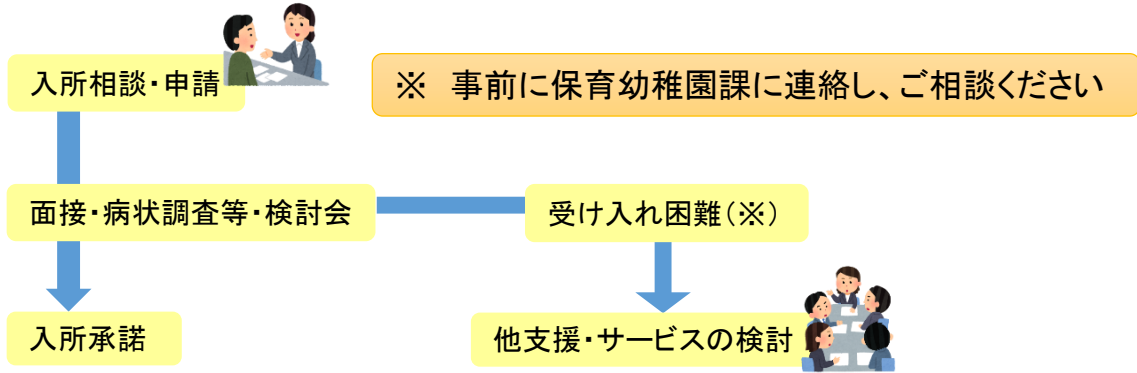


# 医療的ケアが必要なお子さんの入所について

詳しくは  
こちらへ



## 入所決定までの流れ



(※)お子さんを安全にお預かりするために、一定の基準を設けておりますので、詳しくは保育幼稚園課までお早めにご相談ください。

## 保育施設等での受け入れ体制



- 医療的ケアは看護師等(看護師・保健師・助産師)がおこないます。
- 医療的ケアをおこなう看護師等は在園児の健康管理を担当している看護師とは別に配置します。(医療的ケア児通園支援事業利用の訪問看護師の対応を含む)

経管栄養

喀痰の吸引(口腔・鼻腔内吸引)

導尿

3行為の実施を基本とする

- 在園しているお子さんが医療的ケアが必要になった場合は、必ず在園施設・保育幼稚園課にご相談ください。お子さんの医療的ケアをおこなう看護師が決まるまでは保護者の方に医療的ケアの実施をしていただくことがあります。
- 保育施設へ入所していても、お子さんの心身状況の変化により、入所を続けることが難しくなることもありますのでご了承ください。

## 医療的ケア児通園支援事業

訪問看護師による定期的な訪問で、所定時間内において実施することができるケアを保護者に代わって訪問看護師が実施し、その利用料を、保護者に代わり市が負担するものです。

訪問看護ステーションの決定、契約

保護者が医療的ケア実施

訪問看護師に手技を伝える

事業実施



- ・ 保護者の方に同伴していただき、段階的に医療的ケアを引き継いでいきます。
- ・ 保護者、入所園、訪問看護師全員が訪問看護師によるケアで十分と判断したら保護者の同伴は不要となります。



# MEMO

